

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和5年6月30日	
愛媛県知事 中村 時広 殿	
提出者	
住 所 愛媛県大洲市大洲690番地の1	
氏 名 大洲市長	
二宮 隆久	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0893241720	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大洲市肱北浄化センター
事業場の所在地	愛媛県大洲市東大洲1540番地
計画期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	年間処理汚水量 (令和4年度実績) 277,335m <sup>3</sup> (年)
③ 従業員数	4名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	有機性汚泥 5,831.0t (年) → 汚泥濃縮 3,558.1t (年) → 脱水汚泥 252.0t (年) → 肥料化 (乾燥造粒) 委託処理 252.0t (年)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	5831 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	5970	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生汚泥及び脱水ケーキ等は、決められた場所に保管し、害虫の発生を防止するとともに、構内を清潔に保つ。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)





②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	260 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	260 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

管理体制図

総括責任者	所 属：大洲市肱北浄化センター 職・氏名：所長 山下 和広
廃棄物担当	組織名：建設部上下水道課下水道係 職・氏名：係長 宇都宮 啓三 組織人数：9人
役割	廃棄物処理統括責任者 ○廃棄物処理に関する検討 ○廃棄物処理方針の策定 ○事業場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
	廃棄物管理担当者 ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理表の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○その他関係する事項
	委託業者 ○廃棄物低減運転の推進 ○廃棄物の管理

廃棄物管理組織

